

平成 29 年度

# 税制改正意見書

東海税理士会

## 【目次】

はじめに .....	1
------------	---

### 【基本的な考え方】

国税通則法・税務行政関係.....	2
(1)税務行政手続に関する法整備 .....	2
(2)電子申告等の利用率向上を図る諸施策の推進.....	2
(3)社会生活の変化に対応した税制とするための改革 .....	2
所得税・法人税共通.....	3
所得税関係.....	3
法人税関係.....	4
相続税・贈与税.....	5
消費税.....	5
地方税.....	6

### 【一 国税通則法・税務行政関係】

1. 税務行政に関する手続を整備・充実するため、税務行政手続に関する法整備をすること。納税者権利憲章を定めること。 .....	7
2. 国税通則法 99 条を廃止すること。 .....	7
3. 税務調査手続に関し次の改正をすること。 .....	8
(1) 反面調査に関して、納税者等本人からその必要性等について説明を求められた場合には、理由の開示をすること。 .....	8
(2) 事前通知を行わずに税務調査を実施した場合における理由の開示をすること。 .....	8
4. 電子申告等のさらなる普及・利用促進を図るための施策を講じること。 .....	8
5. 電子申告利用者にも申告時期には郵便による書類送付を行うこと。 .....	9
6. 税務署に提出した届出書・申請書・申告書について、提出書類の閲覧のみでなく、謄写ができる措置を講じ、かつ、その手続きを簡素化すること。 .....	9
7. 法人の設立・清算・異動等の事項が生じた際に税務署・県税事務所・市役所等に提出している届出書の提出先を、税務署に一本化すること。(新規) .....	10
8. 印紙税は廃止すること。 .....	10

## 【二 所得税・法人税共通関係】

1. 減価償却制度を簡素化すること。..... 11
2. 少額減価償却資産に関する金額基準を統一すること。取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産を取得時全額損金算入又は必要経費算入とし、一括償却資産の 3 年償却制度及び中小企業者等の即時償却の特例を廃止すること。..... 11
3. 親族の範囲を見直すこと。..... 11
4. 電話加入権の取得時全額損金算入又は必要経費算入を認めること。..... 12
5. 社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する制度を廃止すること。..... 12

## 【三 所得税関係】

1. 給与所得控除額を見直し、概算控除額を実額控除額に近づけること。..... 13
2. 公的年金等控除額の抜本的な見直しを図ること。..... 13
3. 人的控除の見直しを行うこと。..... 14
  - (1) 特定扶養親族に係る扶養控除の対象者は、12 月 31 日現在就学を条件とし、年齢の判定を 4 月 2 日から翌年 4 月 1 日までの間に生まれた者とする。なお、就学の判定は、所得税法第 2 条第 1 項第 32 号（勤労学生の意義）に準ずること。..... 14
  - (2) 婚外子を有する者を寡婦及び寡夫の対象に加え、寡婦と寡夫ならびに死別と離婚の区別をなくすこと。..... 14
  - (3) 年少扶養控除の復活をすること。..... 14
4. 扶養している者の年金から介護保険料が特別徴収されている場合についても、生計を一にする配偶者その他の親族の社会保険料控除で認めること。..... 15
5. 医療費控除を簡素化すること。..... 15
6. 土地建物等の譲渡益について、事業所得等の損失との損益通算および純損失の繰越控除を適用すること。..... 15
7. 不動産所得にかかる損益通算の特例を廃止すること。..... 16
8. 青色申告書を提出した年分の純損失の繰越控除期間を 7 年に延長すること。..... 16
9. 雑損失の金額の繰越控除期間を 5 年に延長すること。..... 16
10. 青色事業専従者給与の必要経費算入の規定を適用するに当たり、形式的要件のうち従事期間要件を廃止すること。..... 16
11. 年の中途中で死亡した場合の所得税の確定申告（準確定申告）の申告期限を延長すること。..... 17
12. 復興特別所得税の源泉徴収義務対象から所得税法第 204 条 1 項 2 号の報酬・料金等を除外すること。..... 17

13. 社会保障・税番号制度の採用を契機として「記入済み申告制度」の導入を検討すること。(新規) .....	17
14. 証券会社が発行する特定口座年間取引報告書の中に投資信託における配当控除可能額の記載欄を設けること。 .....	18
15. 財産債務調書の提出制度を廃止すること。 .....	18
16. 個人事業の新規開業者および新設法人にかかる源泉所得税の納期特例制度について、その届出が「開業届」又は「設立届」の提出期限までに提出された場合は、納期の特例の適用を開業又は設立の日から認めること。 .....	18

#### 【四 法人税関係】

1. 役員給与の損金不算入規定を見直すこと。 .....	19
2. 「定期同額給与」の定義を明確にすること。 .....	19
3. 定期給与を支給しない役員に対して支給する「事前確定届出給与」について届出要件を緩和すること。 .....	19
4. 「同族会社の行為計算否認規定を準用する」とは減額更正を含む取扱いであることを明確にすること。 .....	20
5. 交際費等の損金不算入制度を廃止すること。 .....	20
6. 賞与引当金、退職給付引当金の繰入について損金算入を認めること。 .....	20
7. 貸倒引当金の繰入について損金算入を認めること。 .....	21
8. 欠損金の繰越控除額を制限しないこと。 .....	21
9. 特定同族会社の留保金課税は廃止すること。 .....	21
10. 法人税関係特別措置についての適用額明細書の提出制度を廃止すること。 .....	21

#### 【五 相続税・贈与税関係】

1. 相続税の生命保険金及び退職金の非課税限度額を引き上げること。 .....	22
2. 相続税の連帯納付義務を廃止すること。 .....	22
3. 相続税の申告期限を現行の10カ月から1年とすること。 .....	22
4. 財産評価基本通達で示されている財産の評価方法を見直すとともに、評価に関する基本事項を法令で規定すること。 .....	23
5. 取引相場のない株式の財産評価については次の通り改正すること。 .....	23
(1) 取引相場のない株式の財産評価において同族関係者の範囲を見直すこと .....	23
(2) 取引相場のない株式の評価において、純資産価額で評価する場合に取引価額で評価する特例を廃止すること。 .....	23

6. 取引相場のない株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の更なる整備をすること。 .....	23
7. 相続時精算課税を選択できる贈与者の年齢規定を廃止すること。 .....	24
8. 格差の固定化につながるような教育資金贈与、結婚子育て資金贈与の非課税制度は早急に廃止すること。 .....	24

## 【六 消費税関係】

1. 複数税率は税制の基本原則である「公平」「中立」「簡素」のいずれにも反するものであり、その導入に反対する。 .....	25
2. 帳簿方式を維持し、インボイス方式の導入には反対する。 .....	25
3. 段階的に消費税の免税点を引き下げ、将来的に基準期間による納税義務の判定を廃止すること。 .....	25
4. 簡易課税制度については、届出制を廃止し、当該課税期間における課税売上高により選択できる制度とすること。 .....	26
5. 簡易課税制度の将来的な制度廃止を見据えた上で、みなし仕入れ率を引き下げ、益税を排除すること。 <b>(新規)</b> .....	26
6. 消費税法上、選択可能な各種特例制度の規定について、選択後2年間の継続適用を廃止すること。 .....	26
7. 消費税の各種届出書について、国税通則法第10条第2項の適用項目とすること。 .....	27
8. 課税仕入れにかかる「帳簿及び請求書等」の保存規定を、平成9年3月31日以前の「帳簿又は請求書等」に改めること。 .....	27
9. 法人における消費税の確定申告書の提出期限について、法人税の確定申告書の提出期限の延長を受けている法人については、消費税も同様に、課税期間終了後3ヶ月以内とすべきである。 .....	27
10. 「消費税の還付申告に関する明細書」の様式を必要最低限の内容に簡略化すること。 .....	28
11. 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当する事業者については「課税売上割合が95%以上の場合の全額控除」の規定を適用できるよう改正すること。 .....	28

## 【七 地方税関係】

1. 事業税の外形標準課税制度について、資本金1億円以下の中小法人には適用しないこと。 .....29
2. 個人事業税の事業主控除額を法人役員の給与との平衡を考慮した水準とすること。 .....29
3. 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外措置を廃止すること。 .....29
4. 事業を廃止した場合の事業税の申告期限を所得税の申告期限と同一とすること。 ...30
5. 事業所税を廃止すること。 .....30
6. 地方税においても純損失の繰戻し還付制度を創設すること。 .....30
7. 「調整控除」を廃止し、個人住民税における所得控除の控除額を所得税と同一とすること。 .....30
8. 固定資産税について次の改正をすること。 .....31
  - (1) 少額減価償却資産（30万円未満）については、固定資産税の対象から除外すること。 .....31
  - (2) 償却資産の課税標準額を1円まで償却できるようにすること。 .....31
  - (3) 償却資産の申告期限を1ヵ月程度延長すること。**(新規)** .....31
  - (4) 固定資産税の免税点を引き上げること。**(新規)** .....32
9. 法人と個人の道府県民税均等割の不均衡を是正すること。 .....32
10. 特別徴収により納入すべき市町村民税に係る納入手数料は地方自治体が負担すること。 .....32
11. 住民税においても、所得税と同様の申告不要制度を導入すること。**(新規)** .....32

## はじめに

本意見書は、税理士法第 49 条の 11「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」との規定に基づき、東海税理士会が各支部及び会員に広く意見を求め、東海税理士会調査研究部が取りまとめ、理事会決議を経て作成されたものである。

具体的には、税制は常に「公平・簡素・中立」を原則とするが、同時にすべてが充足されるものではない以上、租税の分類の一つである「所得課税・消費課税・資産課税」がバランスよく制度設計されなければならないことを基本理念として、下記の視点から意見書の作成を行った。

### 1. 公平な税負担

公平な税制とは、納税者が負担能力に応じて等しく負担する税制であるが、社会状況に適合した応能原則と租税の持つ再分配機能により公平な税負担を目指す税制が必要である。

### 2. 国民にとってわかりやすい税制

わが国は、国税を中心に申告納税制度を採用しているが、その実体は簡素なものとは言いがたい。納税者の理解と支持が得られる税制が必要である。

### 3. 時代に適合した税制

税制は、その時々々の経済状況や社会情勢に迅速に対応しなければならない。経済活動の活性化を目指す税制のみでなく、とりわけ中小企業の活力ある発展を支援する税制が必要である。

### 4. 納税事務の合理化

電子申告制度が導入され納税事務の合理化が進展しているが、更に社会保障・税番号制度の適正運用により、納税者の事務負担軽減を一層進める整備が必要である。

### 5. 透明な税務行政

平成 23 年の国税通則法改正により納税環境整備が一步前進し、平成 26 年には行政不服審査法の改正に伴う国税通則法改正が行われたが、公正な税務行政の執行には公平性と透明性が必要である。

税理士には、税理士法第一条により、税務に関する専門家としての社会的使命が期待されており、国税庁等の官公署に建議し、又はその諮問に答申することは権利でもあるが同時に税理士法に要請される使命に基づく義務でもあるといえる。

その意味で本会は、税制ばかりでなく税務行政にも知識と識見を有する者として、あるべき税制の構築を目指す意見をここに表明する。

## 基本的な考え方

### 国税通則法・税務行政関係

#### (1) 税務行政手続に関する法整備

納税義務が憲法によって国民に課せられた義務である以上、課税の公平と税務行政の公正、透明性は法律によって担保されなければならない。

申告納税制度においては、時として課税権者と納税者とが法解釈をめぐって対峙関係に立つのは不可避であって、そのために一般の行政手続とは異なる手続が必要となる。現行法制では、税務行政手続に関する規定は国税通則法にその主たる部分を委ねる法形式を採用しているが、その国税通則法には、従来、特に質問検査権の行使や更正といった課税権者側が能動的である部分について、納税者を保護する手続規定が存在していなかった。これとは逆に、事後手続である不服申立等については一定の法整備がなされており、このアンバランスが税務行政を不透明なものにしていた。これに対して平成 23 年度税制改正において、更正の請求期間が延長されるなどの改正がなされたが、納税者の権利保護という観点からは、改善されるべき問題点はまだ多く、納税者権利憲章を制定することが不可欠である。

「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する」（行政手続法 1）という観点からも、税務行政手続の更なる整備が望まれる。

#### (2) 電子申告等、納税者の利便性向上を図る諸施策の推進

情報技術化が著しい社会変化に呼応して、電子申告等の利用率を向上させていくことは、課税庁のみならず、納税者の利便性拡大にも寄与する。近年の運用改善により、電子申告等の利用は急速に拡大しているが、さらなる利便性向上を図るための施策を提言する。

また、平成 28 年 1 月 1 日から法人番号の利用が開始されたことから、国税と地方税で重複する事務について、課税庁の税務コスト削減と納税者の利便性向上を図ることを目的として、e-Tax と eLTAX の受付システムの一元化をはじめ、さらなる事務の効率化、利便性向上が必要である。

#### (3) 社会生活の変化に対応した税制とするための改革

経済の国際化や、通信手段等の革新に伴う経済取引状況の変化に対応することができずに、その課税要件を容易に回避されてしまうような税制については、抜本的な見直しが必要である。

とりわけ印紙税については、ペーパーレス化を推進する流れによって文書を課税客体とする趣旨に合理性がなくなっている。また、ペーパーレス化の進んだ大企業とそうでない事業者等との間に課税上の著しい不公平も生じている。



現在の法が施行された当時には全く想定されていない状況になっていることを考慮すると、印紙税は廃止すべきである。

## 所得税・法人税共通

我が国において、所得税及び法人税は基幹税のひとつとして、長年にわたり重要な役割を果たしてきた。しかし、現代における社会環境や経済環境に必ずしも適合しない規定が残存しており、また、従前において累積的に実施されてきた改正や特別措置の加除により種々の不整合・不公平が見受けられる。これらの点は、より公平・中立・簡素な税制を追求するなかで、改正されていくべきものとする。本意見書では、特に下記の論点について検討すべきと考えている。

減価償却制度は、わが国の国際競争力を強化するとの観点から抜本的に改正されてきたが、現在その内容は極めて複雑なものとなっている。減価償却制度は、その計算を手計算に頼らざるを得ない小規模事業者にも関係するものであるため、その制度は簡素な内容とすべきである。

また、税法では親族であることが多数の規定でその要件に含まれているが、民法の規定によって親族の範囲をそのまま判定した場合には、その対象が広範囲になり過ぎる結果となり、実態と乖離する問題が生じている。したがって、税法においては親族の範囲を個別に限定し、現実に即した課税要件となるよう見直すべきである。

さらに、租税特別措置法に定める「社会保険診療報酬の所得の計算の特例」については、必要経費を概算で控除することが認められており、課税の公平の観点から望ましくないため廃止すべきである。

## 所得税関係

刻々と変化する現在の社会状況においては、真に公平な税負担を実現する新たな仕組み、適正な申告納税を確保する環境、そして簡素でわかりやすい税制を、構築していくことが必要である。

平成 26 年度税制改正により給与所得控除の見直しがなされたが、今後より抜本的に給与所得控除を見直す場合には、概算控除額を実額控除額に近づける視点を勘案することや、「役員等」といった特定の者の取扱に差異を設けないことなど、真に課税の公平が担保される必要があると考える。

また、少子高齢化が進展していく中で労働力人口が減少することに伴い、現役世代と高齢者世代との世代間格差がさらに広がるとともに、わが国の財政状態が逼迫することも予想されている。現行税制では、高齢者が受給する公的年金について、年齢により一律に公

的年金等控除を受けられるため担税力の観点から問題があり、公的年金等控除全体の抜本的な見直しが必要である。

これら給与所得控除・公的年金控除の見直しを検討する際、各種人的控除等の再検討が不可避の問題として存在する。現行の所得控除制度は、累次にわたって拡充されてきた結果であるが、今後、所得控除制度はその目的や性格に応じ、適切に存置・廃止・縮小・税額控除への移行等の抜本的な見直しが検討されるべきである。その際、税制のみならず社会保障制度等の関連する諸制度を総合的に検討すべきである。

さらに、土地建物等の譲渡益と事業所得等の損失との損益通算及び純損失の繰越控除は、過去の税制改正により、現在認められてはいない。そのため、個人事業主は担税力を失った部分に対して課税されており、法人企業との間に生じている課税上の不公平を解消すべきである。

## 法人税関係

役員給与の取扱いについては、その支給が会社の必要経費であることは自明なことであり、これに不明確な損金算入要件を付加している現行規定は問題がある。したがって、損金算入を前提としたうえで、別段の定めとして損金不算入の要件を規定するよう改正することが強く望まれる。また、現在の経済状況下では経営状態に応じて迅速に役員報酬の減額が必要とされる場合がある。しかし、損金算入が是認される減額改定理由については、法人税基本通達での具体的な取扱いが十分に明示されているとはいえ、早急に整備すべきである。

また、現行法人税法では企業が各種の会計処理を行う場合に、選択肢を限定する、もしくは、保守的な会計処理を抑制することにつながる規定が数多く存在している。このような法人税の規定は、企業会計において本来あるべき会計処理を容認しないものとなっているため、早急に見直す必要がある。例えば、賞与引当金及び退職給付引当金については、将来支給される可能性の高い負債性引当金であり、企業会計との整合性を保つ上でもその繰入額について損金算入を認めるべきである。また、貸倒引当金についても、適用対象法人を限定することなく、損金算入を認めるべきである。

さらに、欠損金の繰越控除制度については、資本充実及び担税力の観点から本来制限を加えるべきではない。繰越期間だけではなく控除額までも制限することに合理性はなく、将来的に中小法人にまで適用されるおそれもあり、早急に撤廃すべきである。

## 相続税・贈与税

相続税は、資産の集中を排除し、富の再分配という機能を有している。富の再分配機能は、世代間格差の是正や人生の機会均等という社会政策の観点から重要な機能である。しかし、近年の改正により課税割合が低下し、富の再分配機能が低下していた。そのため平成25年度税制改正では、課税ベースの拡大と税率構造の見直しが行われた。その結果、今までより多くの相続人が、相続税について申告・納税することとなった。よって、残された相続人等の最低限の生活保障について、一層の配慮が必要とされる。特に居住用財産や生命保険金等といった今後の生活の基盤となる遺産等については、非課税枠の拡充など残された相続人等がその遺産を基に自立した生活が十分可能となるように配慮すべきである。また、取引相場のない株式については、その評価方法の見直しを図るとともに、納税猶予制度については更なる整備が望まれる。

一方、贈与税は、非課税制度がさらに拡充されたことによって、相続税を補完する機能が脆弱化しているという問題や資産格差が世代間継承される問題が生じている。格差の固定化につながるような教育資金贈与、結婚子育て資金贈与の非課税制度は早急に廃止すべきである。

## 消費税

平成元年4月に導入された消費税は、現在の形になるまで幾多の改正を重ね、国民生活にも根付き、それゆえに経済全体に与える影響も大きい税制である。今後も消費税は増大する社会保障費を賄う中核財源と位置付けられ、その役割はますます大きくなると思われる。

そして「社会保障と税の一体改革」の趣旨を踏まえ、平成26年4月1日から税率が8%へ引き上げられ、平成29年4月1日から税率が10%へ引き上げられる。一方で益税・損税の問題など、従来からの懸案事項が棚上げとなったままであり、連続する税率改定により、その問題が一層拡大する結果となる。

税制は、負担者たる納税者がその公平性に納得のいく仕組みを構築し、かつ常に経済状況をはじめとする様々な変化に迅速かつ適切に対応すべきである。

よって、今後も消費税法改正議論としては、付加価値税先駆者である海外諸国の税体系及び現状課題の分析も含めて、わが国にとって成熟した間接税のあり方を検討することが本質的な課題といえる。中でも逆進性対策としての複数税率導入、その際必要となるインボイス方式導入に関しては、一層の議論が不可欠となる。平成28年度税制改正大綱では、この複数税率制度について飲食料品（食品表示法に規定する食品で外食サービスを除く）と一定の新聞を対象に平成29年4月1日から導入するとし、併せて複数税率制度に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）を平

成33年4月1日から導入するとした。しかし、複数税率制度は税制の基本原則である「公平」「中立」「簡素」のいずれにも反するものであり、導入はすべきではない。

また、消費税固有の各種届出制度については納税者の利便性を重視し、より簡素な制度へ改正が望まれる。

## 地方税

地方税制においては、特に住民に応益負担を求め、地方自治体が自主的に活用可能な財源を確保できるようにする必要がある。三位一体改革により、税源移譲は行われたものの、地方分権は道半ばといわざるを得ない。租税特別措置による政策的・暫定的な改正ではなく、税源の普遍性や税収の安定性などの観点から、地方が主体的に課税し住民が納得できる税制となるよう、国税を含め抜本的な税制改革を行う必要がある。

ただし、税制改正を行うにあたっては、中小零細企業に過重な負担を強いることのないよう十分配慮する必要がある。

## 一、国税通則法・税務行政関係

### 1. 税務行政に関する手続を整備・充実するため、税務行政手続に関する法整備をすること。 納税者権利憲章を定めること。 (継 続)

#### 【理 由】

申告納税制度の更なる発展のためには、納税者の正当な権利を保護することにより税務行政に対する信頼を確保しなければならないが、我が国にはこれらに関する明文規定がない。

先進諸外国においては、租税に関する納税者の権利と義務の考え方が既に確立されている。そこで、課税庁は調査等行政手続に関し説明責任を果たすことにより納税者の権利を擁護し、また一方、納税者は自らの納税義務を正しく理解し果たすことができるような手続に関する法整備をすべきである。そして、課税庁は納税者にこの手続規定の周知を図るべきである。

また、平成 23 年度税制改正で検討されながら、不成立であった納税者権利憲章は、申告納税制度を維持し、納税義務が適正に実現されることに重要な役割を果たすものであり、その成立を求める。

### 2. 国税通則法 99 条を廃止すること。 (継 続)

#### 【理 由】

「大量の不服申立てがあり、直ちに申立てされると裁判所の負担が大きくなると考えられる場合に生じる混乱を回避するため」という不服申立前置主義の存在根拠が十分意味をもつためには、国税不服審判所が課税庁から分離独立した第三者機関とすべきである。

現行制度においては、国税不服審判所長が通達と異なる解釈等による裁決を行うときは、あらかじめ国税庁長官に意見を通知することとされ、国税不服審判所長の意見が審査請求人の主張を認容し、かつ国税庁長官がその意見を相当と認める場合を除き、国税庁長官は国税不服審判所と共同して意見を国税審議会に諮問し、国税審議会が議決する。その国税審議会の議決に基づき国税不服審判所長が裁決しなければならない、こととなっている。

(通法 99)。

しかし国税審議会の管轄は国税庁にあり、その審議会の委員は財務大臣が任命するなど、依然として課税庁から分離独立した第三者機関とは言い難い。

そこで、通達と異なる解釈による裁決が制限なく行うことができる権限を国税不服審判所に与えるとともに分離独立した第三者機関とすることによって、その公正中立性をより高めるべきである。

また、通達と異なる解釈による裁決が制限なく行うことができるようになれば、当然、納税者が税務事案を判断する上で裁決事例すべて公表されることが必要となる。

**3. 税務調査手続に関し次の改正をすること。** (継 続)

**(1) 反面調査に関して、納税者等本人からその必要性等について説明を求められた場合には、理由の開示をすること。** (継 続)

**【理 由】**

調査に伴う受忍義務は、まず納税者等自身が負うべきものであり、不必要な負担を第三者に強いる合理的な理由はないと考えられることから、本来、反面調査はやむを得ないと認められる合理的な理由が存する場合に限定して実施されるべきものである。

また、反面調査は、時として取引関係に重大な影響を及ぼすことがあるため、納税者等の理解を得るには、相当の理由の開示が必要であり、課税庁は慎重な対応をすべきものである。

**(2) 事前通知を行わずに税務調査を実施した場合における理由の開示をすること。**

(継 続)

**【理 由】**

事前通知を行わない税務調査の必要性については、国税通則法第 74 条の 10 に「調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合」と規定していることによる安易な理由での適用が考えられるため理由の開示が必要である。

**4. 電子申告等のさらなる普及・利用促進を図るための施策を講じること。**

(継続一部修正)

**【理 由】**

電子申告等の利用率のさらなる向上を図るために、以下の諸施策を講じる必要がある。

(1) 受付時間の拡大

e-Tax の受付時間（送信可能時間）は、一定期間を除き、祝日等を除く月曜日から金曜日までの 8 時 30 分から 24 時までである。さらに、利用者の利便性向上のため、まずは、土曜日・日曜日・祝日が利用可能となることを要望する。最終的には、24 時間利用可能とすること。

(2) e-Tax と eLTAX との受付システムの一元化

e-Tax と eLTAX は現在異なるシステムにより運用されているが、電子申告等のさらなる普及・利用促進を図るため、受付システムを一元化する必要がある。受付システムの一元化が実現するまでは、受付時間だけでも統一すること。

(3) ダイレクト納付の利用促進

ダイレクト納付による電子納税がすべての金融機関で利用可能とし、地方税においても、ダイレクト納付による電子納税を採り入れ、国税・地方税の利用促進策を図ること。

(4) 取下書等のイメージデータによる提出

平成 28 年 4 月 1 日より、電子情報処理組織により申請等を行う場合において書面により提出をする必要がある一定の書類については、スキャナによる読み取り等により作成した電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）を当該申請等に併せて送信することにより、書面による提出に代えることができることとされたが、様式が規定されていない電子申告により送信した確定申告書や届出書等の「取下書」等についても、イメージデータによる提出も認めること。

**5. 電子申告利用者にも申告時期には郵便による書類送付を行うこと。 (継 続)**

**【理 由】**

所得税等の確定申告を電子申告により行った場合、翌年以降の申告時期に申告書用紙が送付されないことになっている。その代わりに納税者には申告書用紙に代えて予定納税額などが記載された簡単な「お知らせ」がメッセージボックスに格納されるが、すでに電子申告を利用している納税者に対してプレプリント申告書用紙を省略するとしても、申告時期にはメッセージボックスに格納された「お知らせ」データの文書化と、他の納税者に送付するのと同程度の書類送付が望まれる。

**6. 税務署に提出した届出書・申請書・申告書について、提出書類の閲覧のみでなく、謄写ができる措置を講じ、かつ、その手続きを簡素化すること。 (継続一部修正)**

**【理 由】**

納税者が申告書等控えを紛失してしまう場合や、提出した申告書と申告書控えの内容が違っていても収受印が押されてしまう場合もある。したがって、納税者本人又は代理人であることが確認できた場合には、正確な税務申告を行うために、閲覧だけでなく謄写等ができる措置を講じるべきである。

特に、代理人が閲覧を申請する場合、納税者本人の実印を押した委任状と印鑑証明が必要であるが、税理士が代理人である場合に限り、この負担を軽減し、手続きを簡素化すべきである。

また、死亡した個人が生前に提出した申告書等の閲覧においては、相続人全員が来署し、全員の氏名が記載された閲覧申請書を提出するなど、非常に手間のかかる手続きとなっている。そのため相続税申告において遺産分割が紛糾した場合等に被相続人が提出した申告書等の閲覧ができず適正な申告に支障を来すケースが考えられる。被相続人が提出した申告書等の閲覧申請時の本人確認及び代理権限の確認等を含め実情に応じて申請手続きを簡素化すべきである。

**7. 法人の設立・清算・異動等の事項が生じた際に税務署・県税事務所・市役所等に提出している届出書の提出先を、税務署に一本化すること。** (新規)

**【理由】**

法人の設立等があった場合には、所轄税務署・都道府県税事務所・市役所等の3ヶ所に届出書を提出することとされているが、その提出先を税務署に一本化することにより、納税者の事務負担の軽減を図るべきである。平成28年1月から法人番号の利用が開始されたことから、税務署・都道府県税事務所・市役所等の三者で情報共有すれば、税務行政コストの削減にもつながる。(法法15、法法20、法法148、)

**8. 印紙税は廃止すること。** (継続一部修正)

**【理由】**

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後にある経済的利益があると推定されること、及び文書を作成することによって取引事実が明確化し、法律関係が安定化することに着目して広範な文書に軽度の負担を求める文書課税であり、流通税として位置づけられている。しかしながら、平成13年4月に施行された「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」(経済産業省)、いわゆるIT書面一括法により、これまで、紙の契約書の交付を必要としていたものが、顧客等の承諾を条件として、FD、CD-ROMの手交や電子メールやホームページなど電子的手段によっても行えることとなった。電子手形をはじめとして紙媒体によらない電磁的記録が文書と同等の法律効果を付与されており、課税の根拠が希薄化している。この結果、ペーパーレスを安定したシステムとして運用できる大企業等と、それができない中小企業・個人事業者等との間に著しい不公平を生じている。また、経済の国際化や通信技術の進歩により、国内取引に係る文書であっても、その文書を国外で作成することが容易となった。印紙税法は属地主義により文書作成時の場所を基準として課税しているため、本来国内で作成する文書が国外で作成されるとそれを理由に課税ができなくなる。こうした課税の公平の観点からも、印紙税は廃止すべきである。



## 二、所得税・法人税共通関係

### 1. 減価償却制度を簡素化すること。 (継続一部修正)

#### 【理由】

減価償却制度は、平成 19・23 年度の税制改正によって計算方法が新旧併存となり、以後の償却計算は 3 種類の計算方法を長期間併用せざるを得ない状況となっている。

減価償却制度は大多数の事業者の所得計算に直接関係する計算であるため、できるだけ簡素な制度が望ましく、いたずらに複雑化することは納税者の事務負担を増し、無用の混乱を招く。取得時期により区分されている現行の新旧併用計算方法は、新しいものに一本化すべきである。

平成 28 年度税制改正大綱において、「平成 28 年 4 月 1 日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定率法を廃止し定額法とする」ことが掲げられている。そもそも減価償却制度は企業会計の要請に基づくものであることから、本来、一般に公正妥当と認められる会計基準に従って計上された減価償却費は、税務上も広く認められるべきであり、「簡素化」はこのような視点で行うべきである。(法令 48、所令 120)

### 2. 少額減価償却資産に関する金額基準を統一すること。取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産を取得時全額損金算入又は必要経費算入とし、一括償却資産の 3 年償却制度及び中小企業者等の即時償却の特例を廃止すること。 (継続)

#### 【理由】

現行の少額減価償却資産については、本来の 10 万円基準と、一括償却資産の 20 万円基準、さらに中小企業には特例措置としての 30 万円基準が存在し、事務処理を煩雑にしている。税制の簡素化及び経済の活力維持を図るため、これら 3 つの金額基準を統一し、取得時全額損金算入又は必要経費算入とすべきである。

また、金額基準の統一については、ここ近年の少額減価償却資産の最高額が取得価額 30 万円未満を全額損金としている以上 30 万円未満とすべきである。

(法令 133、133 の 2、所令 138、139、措法 28 の 2、67 の 5)

### 3. 親族の範囲を見直すこと。 (継続一部修正)

#### 【理由】

税法で多用する「親族」という文言は、民法からの借用概念で配偶者、6 親等内の血族及び 3 親等内の姻族（民法 725 条）を指し、明らかに広範囲である。

所得税では「扶養」親族あるいは「生計を一にする」親族などその範囲を限定した規定が多く、逆に、法人税では無限定で使用される規定が多い。例えば、同族関係者の範囲は利益を共有すると思われるグループを包括的に特定するものであるから、その範囲を配

偶者、直系血族及び兄弟姉妹並びに一親等の姻族に限定した方が現代社会における親族間交流等の実態に即した取扱いとなる。

このように、民法の親族規定を安易に援用せず、それぞれの規定の趣旨等に鑑み、その範囲を個別に制限して現実に即した課税要件を定めることとすべきである。(法令4)

#### **4. 電話加入権の取得時全額損金算入又は必要経費算入を認めること。 (継 続)**

##### **【理 由】**

固定資産である電話加入権として計上すべき施設設置負担金は、平成17年3月に36,000円まで引き下げられ、現在ではこの負担金の支払いを伴わない加入電話契約も存在する。また、携帯電話の普及に伴い固定電話の新規設置及び利用は減少傾向にあり、電話加入権市場においてもその資産価値は確実に低下している。

よって、今後取得する電話加入権については、取得時に全額損金算入又は必要経費算入することを認めるべきである。また、既に資産計上されている電話加入権についても、その全額を損金算入又は必要経費算入することを認めるべきである。この場合、財政事情等の理由により一時の損金算入又は必要経費算入が困難であるならば、数年間にわたる損金算入又は必要経費算入方式を立法化すべきである。(法法2二二、法令12三、所法2①一八、所令5三)

#### **5. 社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する制度を廃止すること。 (継 続)**

##### **【理 由】**

社会保険診療報酬の所得計算は、昭和29年に社会保険医に対する所得基準の維持、所得計算の簡素化、国民皆保険制度の定着等を目的に創設されたものである。

この制度は、収入金額に対して段階的に概算必要経費額を計算し、経費の実額計算を省略することができることになっているが、課税の公平の立場から見ても、原則どおり記帳に基づく実額の損益計算によるべきである。

また、平成23年度税制改正において、税務調査におけるすべての課税処分理由を付記するための納税者側の義務として、個人の白色申告者に記帳が義務化されることとなった。このことから、必要経費を概算で控除する租税特別措置法があることは望ましくないと、早急にこの特別措置は廃止すべきである。(措法26、67)

### 三、所得税関係

#### 1. 給与所得控除額を見直し、概算控除額を実額控除額に近づけること。（継続一部修正）

##### 【理由】

平成 24 年度税制改正大綱では、給与所得控除の見直しについてその理由に、①全就業者のうち約 9 割が給与所得者という状況で、「他の所得との負担調整」を認める必要性が薄れてきている、②給与収入のうち必要経費は 6 %との試算のもと、主要国との比較においても高水準である、と指摘している。わが国の給与所得控除額が、実態と乖離しているとするならば、給与所得控除額全体を見直すべきである。したがって、平成 26 年度税制改正により、平成 28 年分から給与等の収入金額が 1,200 万円以上の場合には一律 230 万円、平成 29 年分からは 1,000 万円以上の場合、一律 220 万円となったように、高額な給与所得者のみに負担させることは公平とはいえ、中長期的には給与所得控除額を見直し、実額控除額に近づけるべきである。しかし、将来的に給与所得控除額を引き下げ場合には、最低生活保障額を考慮した各種所得控除等の見直しを行い、真に「課税の公平」を実現できるよう所得課税全般にわたる再構築が必要であると考え。 （所法 28）

#### 2. 公的年金等控除額の抜本的な見直しを図ること。（継続）

##### 【理由】

現在の社会保障制度では、現役世代の負担した税金や社会保険料を高齢者世代に分配する方式を採っている。少子高齢化が進展していく中で社会保障制度を維持していこうとすれば、①現役世代の負担はますます重くなる、②高水準の社会保障給付を受けている現在の高齢者と現役世代との世代間格差がさらに大きくなる、③わが国の財政状態がますます逼迫する、ことが予想される。

最近では、働きながら年金を受給する高齢者も増えてきており、その場合、公的年金等控除と給与所得控除の両方を享受している。また、不動産所得や事業所得のある年金受給者も多数みられる。これらの者についても、公的年金等控除が一律に受けられる制度となっており、担税力の観点から問題がある。

したがって、公的年金等控除について抜本的な見直しを図るべきである。（所法 35④、措法 41 の 15 の 3）

**3. 人的控除の見直しを行うこと。** (継 続)

- (1) 特定扶養親族に係る扶養控除の対象者は、12月31日現在就学を条件とし、年齢の判定を4月2日から翌年4月1日までの間に生まれた者とする。なお、就学の判定は、所得税法第2条第1項第32号(勤労学生の意義)に準ずること。

(継続一部修正)

**【理 由】**

近年増加している就学せず就職もしない無業者(いわゆるニート)を特定扶養親族として控除することは、本来の立法趣旨から外れている。よって、就学要件を整備し、無業者を特定扶養控除の対象から除外すべきである。また、年齢要件について、現行ではその年12月31日の現況によることになっているため、1～3月生まれの子は19歳に達する年が1年遅れるが、22歳に達した年には就職して扶養親族から外れてしまい、控除年が1年少なくなるという不公平が発生しうる。したがって、このような不公平を是正するためにも、年齢の判定は4月2日から翌年4月1日までの間に生まれた者とすべきである。(所法2①三四の2、85)

- (2) 婚外子を有する者を寡婦及び寡夫の対象に加え、寡婦と寡夫ならびに死別と離婚の区別をなくすこと。

(継 続)

**【理 由】**

現行の寡婦控除は、過去に婚姻をしていたことが要件となっているが、平成25年9月4日最高裁の「婚外子についての法の下での平等」に関する判断及び子育て支援の観点から、婚外子を有する未婚の者を寡婦と同等に取り扱う所得控除制度を設けるべきである。また、男女間における課税の公平の見地から寡婦と寡夫の区別をなくすとともに、現在の社会状況に照らし合わせ、死別と離婚を区別する制度についても廃止すべきである。(所法2①三十、2①三一、81)

- (3) 年少扶養控除の復活をすること。

(継 続)

**【理 由】**

子ども手当制度は、厚生労働省『子ども手当についての1問1答』によれば、「次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援し、家計の収入の如何にかかわらず確実に支給されるよう所得制限を設けない」との理念にもとづき、平成22年4月に導入された。制度導入当初は、所得制限なしに一律子ども一人につき月額13,000円が支給され、それにともない年少扶養控除が廃止された。平成23年10月からは年齢と子どもの人数により支給額が変更になった。その後、平成24年4月に現在の児童手当制度に変更となり、受給要件に扶養親族等の数による所得制限が加えられ、所得制限以上の者は児童の年齢に関係なく子ども一人につき月額5,000円となっている。

このように所得制限が加えられたことにもない、納税者によっては負担増となっているため、年少扶養控除を復活すべきである。さらに将来展望として、直接給付でなく、給付付き税額控除制度の検討も必要であると考えます。

**4. 扶養している者の年金から介護保険料が特別徴収されている場合についても、生計を一にする配偶者その他の親族の社会保険料控除で認めること。** (継続)

**【理由】**

社会保険料控除については、居住者が、各年において、自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った者に社会保険料控除が適用される。平成 21 年 4 月以降、後期高齢者医療保険は、市区町村等へ一定の手続を行うことにより、年金からの特別徴収に代えて、口座振替により保険料を支払うことが選択できることとされた。この場合には、口座振替によりその保険料を支払った者(被保険者又は被保険者と生計を一にする配偶者その他の親族に限る)に社会保険料控除が適用される。しかし介護保険料については未だ年金からの強制天引である。後期高齢者医療保険と同様の手続きができないのであれば、例外として生計を一にする配偶者その他の親族からの社会保険料控除を認めるべきである。(所法 74)

**5. 医療費控除を簡素化すること。** (継続一部修正)

**【理由】**

高齢化社会が進む昨今では、特に高齢者が医療費控除を受けるべく確定申告を行う頻度が多くなっている。しかし、現状での医療費控除は、政令・施行規則及び通達での規定が多く、控除の対象となるか否かの判断が困難である。加えて、平成 28 年度税制改正大綱においては、「セルフメディケーション(自主服薬)推進のためのスイッチ OTC 薬控除」といった、更に複雑な制度が掲げられている。このように、高齢者には特に過度の負担となっているため、誰もが迷うことのない仕組みを構築すべきである。

さらに将来展望として、医療費に対する助成は、高額療養費を充実させるなど医療保険制度により完結させた上で、所得税における医療費控除は廃止すべきである。(所法 73)

**6. 土地建物等の譲渡益について、事業所得等の損失との損益通算および純損失の繰越控除を適用すること。** (継続)

**【理由】**

損益通算制度は、所得の種類を問わず適正な担税力に応じて課税するという課税原則の基本理念を実現するための制度である。ことに、土地建物等の譲渡益と事業所得等の損失について損益通算及び純損失の繰越控除を認めないことは、担税力を失った部分に対しても課税することになり、所得課税の基本である「応能負担原則」に著しく反する。

事業所得等が損失である場合に行われる土地建物等の譲渡はその損失額の補填のために行われるものが多く、これらの所得を互いに無関係に取り扱うことは、法人企業と個人企業との間に課税上の不公平を生じさせている。(所法69、70、措法31、32)

**7. 不動産所得にかかる損益通算の特例を廃止すること。(継続)**

**【理由】**

この特例はかつて地価の著しい高騰時に対応すべく設けられた措置(平成4年分以後)であり、現在のような地価の状況を考えれば不要な規定である。また法人税においては、平成10年度税制改正によって、新規取得土地等にかかる負債利子の課税の特例が廃止されており、これとの整合性を保つためにもこの制度は廃止すべきである。(措法41の4)

**8. 青色申告書を提出した年分の純損失の繰越控除期間を7年に延長すること。(継続)**

**【理由】**

暦年単位課税は課税技術上の便宜的なものであり、事業自体の継続性からみれば本来利益金額と損失金額は通算されるべきものである。したがって、青色申告における純損失の繰越控除の控除期間については本来制限を設けるべきではない。しかしながら、その他の関連規定からみると、①青色申告法人の欠損金は繰越控除期間が9年(改正前7年)となっていること②帳簿書類等の保存期間が7年であること、を考慮すれば繰越控除期間を少なくとも7年にすることが妥当といえる。(所法70)

**9. 雑損失の金額の繰越控除期間を5年に延長すること。(継続)**

**【理由】**

災害により住居を消失した場合、3年で被災前の生活に戻ることは困難であり、控除額が残ってしまうことが考えられることから繰越控除期間を延長すべきである。繰越控除期間は更正期間を踏まえ5年とすべきである。(所法71、所令204)

**10. 青色事業専従者給与の必要経費算入の規定を適用するに当たり、形式的要件のうち従事期間要件を廃止すること。(継続)**

**【理由】**

青色申告制度は、帳簿書類を備え付け、適正に記帳することで成立しており、また青色事業専従者と一般の労働者が受ける勤労の対価の経済的性質はなんら変わることはない。しかし、所得税法では青色専従者給与に関して、6月若しくは従事可能期間の二分の一を越えることを必要経費算入の形式的要件としており、これは働き方の選択の自由を阻害するものである。例えば、青色事業専従者が繁忙期のみ家業に従事し、あとは外部で働いたとしても、その従事期間の給料については経費性を認めるべきである。また、生計を一としない親族従業員や法人の家族従業員となんら変わらない状況でありながら、青色事

業専従者についてのみ従事期間要件を設けることは著しく不均衡であり、見直すべきである。(所法 37、所法 56、所法 57、所令 165①)

**11. 年の途中で死亡した場合の所得税の確定申告(準確定申告)の申告期限を延長すること。**  
(継 続)

**【理 由】**

年の途中で死亡した場合の所得税の確定申告(準確定申告)の申告期限は死亡した日から4月以内となっている。一方、相続税の申告期限は、10月以内である。被相続人と相続人の非同居世帯の増加、個人主義の進展、あるいは財産の複雑化により相続財産の把握に相当の期間を要するなど、準確定申告の申告期限内においては分割協議前で所得の把握が困難であることも多い。したがって、準確定申告の申告期限を相続税の申告期限に合わせた10月に延長すべきである。(所法 125)

**12. 復興特別所得税の源泉徴収義務対象から所得税法第 204 条 1 項 2 号の報酬・料金等を除外すること。**  
(継 続)

**【理 由】**

平成 23 年 12 月 2 日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号、以下「復興特別所得税」という)が公布された。これにより所得税の源泉徴収義務者は平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する場合、復興特別所得税(所得税に対して 2.1%)を併せて徴収しなければならないこととされた。

この源泉徴収義務対象には所得税法第 204 条 1 項 2 号の報酬・料金が含まれているが、これをそのまま適用させると納税者に対して過重な事務負担を強いることになる。そして、所得税法第 216 条でも、所得税法第 204 条 1 項 2 号の該当者は、他の報酬・料金を得ている者とは所得税法上峻別されている。これらの者は復興特別所得税の計算を自ら確定申告を行うことによって完結できるため除外すべきである。(復興法 28①、所法 204 ①二、所法 216)

**13. 社会保障・税番号制度の採用を契機として「記入済み申告制度」の導入を検討すること。**  
(新 規)

**【理 由】**

「記入済み申告制度」とは、雇用主・金融機関等の第三者が税務情報を税務当局へ事前に報告を行い、納税者が確定申告に際し税務当局へアクセス(たとえば、情報提供等記録開示システム「マイナポータル」を通じて、税務当局へアクセス)し記入内容の確認修正等を行うことで簡易に確定申告が終了する、という制度である。

この制度の導入により、税務当局の業務効率化等の効果が得られるだけでなく、自主申告制度の普及促進による納税者意識及び主権意識の向上が期待される。

**14. 証券会社が発行する特定口座年間取引報告書の中に投資信託における配当控除可能額の記載欄を設けること。** (継続)

**【理由】**

近年、投資信託の投資対象は、国内に止まらず世界中の資産に向かっている状況にある。また、さまざまな投資信託商品が販売されており、金融商品にかかる課税方法が大変複雑なものになってきている。

とくに投資信託の配当控除は、外貨建て資産の割合と株式組み入れ率により5%、2.5%、0%という複数割合になり大変複雑である。納税者がその投資信託で受けられる配当控除について、現状の特定口座年間取引報告書では確認できないため、証券会社に確認の必要があり煩雑である。

したがって、特定口座年間取引報告書に上記の配当控除可能額を記載し、配当控除額の計算を容易にすべきである。(所法92①、措法37の11の3)

**15. 財産債務調書の提出制度を廃止すること。** (継続一部修正)

**【理由】**

財産債務調書提出制度は、平成27年度税制改正によって、従前の財産債務明細書より提出義務者の範囲が縮小された。しかしながら、一定の所得金額以上かつ一定の価額以上の財産を有する者に対して財産及び債務という個人情報提出を求めている点、さらに、所得税確定申告期に提出義務を課することによる過重な事務負担について、依然、問題が残されたままである。また、提出すべき所得税の申告書等は、所得税計算に直接必要なものに限るべきである。今後、社会保障・税番号制度が整備されていくことも考慮すれば、提出制度自体を廃止すべきである。(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第6条の2)

**16. 個人事業の新規開業者および新設法人にかかる源泉所得税の納期特例制度について、その届出が「開業届」又は「設立届」の提出期限までに提出された場合は、納期の特例の適用を開業又は設立の日から認めること。** (継続)

**【理由】**

個人の新規開業者および新設法人は、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を事業開始と同時に提出しても最初の1ヶ月は適用を受けることができない。徴収義務者の便宜のため事業開始又は設立の月から適用を認めるべきである。(所法216、217)



## 四、法人税関係

### 1. 役員給与の損金不算入規定を見直すこと。 (継 続)

#### 【理 由】

会社法では、役員給与は職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益とされている。役員に対する相当な職務執行の対価は法人の収益を得るための必要経費であるので、法人税法においても、役員給与は原則として損金算入とすべきである。その上で、損金不算入となる役員給与を規定すべきである。(法法 34)

### 2. 「定期同額給与」の定義を明確にすること。 (継 続)

#### 【理 由】

「定期同額給与」は、損金算入される通常の月額役員給与の範囲を表す概念であり、役員給与の法人税法上での取扱いを左右する極めて重要な要件としての位置付けを有する。しかし、この「定期同額給与」について、条文上の文言からは予想もできない解釈・取扱いが課税庁から公表されている。このことは、当該規定及び文言自体に不備があることの表れである。とりわけ近年の経済状況下では、経営状態に応じて迅速に役員報酬減額に応じる必要が考えられるが、損金算入が是認される減額理由について法人税基本通達での具体的な取扱いが十分に整備されているとは言えず、税制としては不十分である。さらに、法人設立第一期目に「定期同額給与」を期首に設定することも困難である。したがって「定期同額給与」を企業実態に即した柔軟な概念に改め、その上でこれに含まれないケースを限定的に列挙し、解釈の違いによる実務上の混乱を生じさせないように配慮した明瞭な規定にすべきである。(法法 34①一)

### 3. 定期給与を支給しない役員に対して支給する「事前確定届出給与」について届出要件を緩和すること。 (継 続)

#### 【理 由】

定期給与を支給しない役員に対して支給する給与で所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づくものは、同族会社以外の法人は事前の届出を要さずに損金算入となる。しかしながら、この給与について、同族会社とそれ以外の法人を区別した取扱いとする根拠は明らかではない。

特に、対象となる役員が当該会社の同族関係者でない場合や、継続して同じ役員に同額が支給されている場合などは、届出を要件とするまでもなく損金算入すべきである。(法法 34①二)

**4. 「同族会社の行為計算否認規定を準用する」とは減額更正を含む取扱いであることを明確にすること。** (継 続)

**【理 由】**

平成 18 年度税制改正により、法人税法 132 条 3 項、所得税法 157 条 3 項、相続税法 64 条 2 項等に準用規定が創設された。しかしながら、条文上「準用する」としか書かれていないことから、①準用規定が創設されたことで減額更正が認められる、②税務署長の増額更正権限規定の準用であり減額更正は認められない、③減額更正に無理があるとしてつ条件付きで減額更正もあり得るなどさまざまな解釈が生じている。

実務上の混乱を避けるためにも、取引の是正後を含め、減額更正することを明確に示す規定に改正すべきである。(法法 132③、所法 157③、相法 64②)

**5. 交際費等の損金不算入制度を廃止すること。** (継 続)

**【理 由】**

平成 18 年度税制改正により、損金不算入となる交際費等の範囲から 1 人当たり 5,000 円以下の一定の飲食費を除外する改正がなされた。また、平成 25 年度税制改正により、中小企業について定額控除限度額が年 600 万円から年 800 万円に拡大されるとともに、定額控除限度額に達するまでの金額の損金不算入額が 0 とされた。

しかし、交際費等はそもそも企業が収益を上げるために、その費用として支出されるものであり、企業運営上の必要経費である。交際費課税が始まった昭和 29 年以前は過度の接待、飲食等に対する社会的モラルが問題となり冗費を抑制して企業の内部留保の充実と体質強化を図る必要が求められたが、今日においては不必要な支出は企業自身が抑制する傾向にあり、現状下において課税されることの合理性はなく、交際費等の損金不算入制度を廃止すべきである。(措法 61 の 4)

**6. 賞与引当金、退職給付引当金の繰入について損金算入を認めること。** (継 続)

**【理 由】**

労働協約や就業規則等において賞与の支給、退職給付について定めている場合には、企業は従業員に対し法的債務を負っているものであり、企業会計上もその負担分を引当金として計上することが要求されている。

しかしながら、税制がこれら引当金の繰入について損金算入を認めていない結果、現状では多くの中小企業で賞与、退職給付債務が簿外債務となってしまう。

適正な期間損益計算を課税所得に反映させることは、税負担の平準化に有効であることから、これらの引当金の繰入について損金算入を認めるべきである。

**7. 貸倒引当金の繰入について損金算入を認めること。** (継続一部修正)

**【理 由】**

貸倒引当金は、適正な資産評価及び損益計算のために計上されるものであり、企業会計原則において、将来の貸倒損失の発生に備えた合理的な会計処理として認められている。税法においても、適用対象法人を限定することなく、貸倒引当金の繰入について損金算入を認めるべきである。(法法 52 条)

**8. 欠損金の繰越控除額を制限しないこと。** (継続一部修正)

**【理 由】**

欠損金の繰越控除制度は、法人の資本の維持及び担税力を考慮すれば、全額控除することが必要であり、資本金額や所得金額をもとに控除限度額を設けることは、担税力を超えて課税することになり、租税制度を歪めることになる。(法法 57)

**9. 特定同族会社の留保金課税は廃止すること。** (継 続)

**【理 由】**

留保金課税制度は、個人企業と同族会社との間の負担の公平を図るため創設されている。しかしながら平成 19 年度改正により、資本金又は出資金の額が 1 億円以下の特定同族会社が適用対象から除かれることになったため、この制度の適用範囲は著しく狭まっているのが現状である。更に、経済環境の変化が著しい状況を鑑み、内部留保による財務体質の強化を支援する観点からも留保金課税の完全なる廃止を求める。(法法 67)

**10. 法人税関係特別措置についての適用額明細書の提出制度を廃止すること。** (継続一部修正)

**【理 由】**

平成 22 年度税制改正において「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」が施行された。5 年が経過し、租税特別措置の適用状況は把握できたと考えられる。したがって、適用額明細書の提出制度は廃止すべきである。(透明化法 4)

## 五、相続税・贈与税関係

### 1. 相続税の生命保険金及び退職金の非課税限度額を引き上げること。 (継 続)

#### 【理 由】

年金等の公的扶助による社会保障制度が近年の少子高齢化によってその機能が危ぶまれている中で、自助による相続人の社会保障のために保険金及び退職金は重要性を増している。また、死亡保険金は多くの保険契約者が支払った保険料のプールの中から保険金受取人に支払われるものであり、通常の相続財産とは異なり、遺族の生活安定のために支払われるという性格である。さらに、相続税の納付資金を確保するために利用されている場合も多い。

したがって、これらの見地から非課税限度額を引き上げるべきである。(相法12)

### 2. 相続税の連帯納付義務を廃止すること。 (継 続)

#### 【理 由】

各人の負担する相続税額は取得した遺産の額に応じて算出されており、相続人としての納税は完了しているにもかかわらず、他の共同相続人の事情により完納できない場合、納税を完了している相続人に連帯納付義務が発生するのは不合理である。また、平成24年度改正により延納や納税猶予の適用を受けている連帯納付義務は解除されることになったが、これら以外の者については申告期限等から5年を経過しないと連帯納付義務が解除されず、依然として5年間にわたって不安定な状態が継続することになる。

さらに、相続時精算課税の適用を受けている共同相続人がいる場合には、相続開始時までには当該贈与財産を費消もしくは災害等で消失することもあるので、他の相続人に過度の税負担を強いるべきではない。(相法34)

### 3. 相続税の申告期限を現行の10カ月から1年とすること。 (継続一部修正)

#### 【理 由】

相続税の申告においては、相続時精算課税等の生前贈与や海外資産の有無の確認等に相当の時間を要するうえに、遺産分割協議が整うまでに相当の期間を要する場合がある。また、民法は、遺留分の減殺請求の期間を1年以内と規定しており、現行の相続税法では、申告期限後に遺留分の減殺請求が行われることもある。さらに、相続税法の改正により、平成27年以降の相続から相続税の申告件数が増加しており、納税者の不利益防止や納税者と課税庁双方の利便性の向上に資するためにも、相続税の申告期限を1年以内とすべきである。(相法27)

**4. 財産評価基本通達で示されている財産の評価方法を見直すとともに、評価に関する基本事項を法令で規定すること。** (継続)

**【理由】**

財産評価基本通達は、納税者間の公平の維持、納税者及び課税庁双方の便宜、徴税費の節減等の観点から画一的かつ詳細な評価方法として定められているが、実際の資産価値を適正に反映するとは言い難い取り扱いもあるので、見直しが必要である。

また、現行の財産評価制度が裁量として課税庁に大きな権限とならないためにも現行の通達での規定ではなく、法令として規定するように改めるべきである。(相法22)

**5. 取引相場のない株式の財産評価については次の通り改正すること。** (継続)

**(1) 取引相場のない株式の財産評価において同族関係者の範囲を見直すこと。** (継続)

**【理由】**

取引相場のない株式の財産評価における同族関係者の範囲は、民法第 725 条の親族の範囲がそのまま用いられている。しかし、民法制定当時と比べると昨今の社会情勢では、血縁による結束や交流は希薄になってきているので見直すことが適切である。そこで、同族関係者の範囲を「納税義務者並びにその配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び一親等の姻族」に限定すべきである。(相法 22)

**(2) 取引相場のない株式の評価において、純資産価額で評価する場合に取引価額で評価する特例を廃止すること。** (継続)

**【理由】**

旧租税特別措置法第69条の4で、相続等によって取得した土地等又は建物等で相続開始前3年以内に取得したものについては、相続税評価額ではなく、取得価額を課税価格に算入するという規定が平成8年度の税制改正で廃止された。しかし、取引相場のない株式の評価において、純資産価額での計算上、評価会社が相続開始前3年以内に取得した土地等・建物等については、依然として通常取引価額で評価することになっている。よって、平成8年の税制改正との整合性から廃止すべきである。(評基通185)

**6. 取引相場のない株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の更なる整備をすること。** (継続一部修正)

**【理由】**

平成25年度税制改正において事業承継税制が改正され、事前確認制度の廃止や、親族承継要件・役員退任要件・雇用確保要件等の適用要件が一部緩和された。

しかし、昨今の不安定な経済情勢においては、対象となる中小企業にとって将来の経営見通しが不透明であり、雇用人数も少なく、5年間平均で8割以上の雇用を確保することは困難である。よって、雇用確保割合を雇用人数に応じて引き下げるなど、更なる緩和を

すべきである。

また、経営承継期間経過後3年ごとに、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」を提出する制度に代えて、納税猶予期限の確定事由が発生した際に届出書を提出する制度に変更する等の更なる整備をすべきである。(措法70の7～70の7の4)

## **7. 相続時精算課税を選択できる贈与者の年齢規定を廃止すること。 (継 続)**

### **【理 由】**

相続時精算課税制度は、高齢化により相続による次世代への財産の移転時期が遅くなったため、生前における贈与により資産の移転の円滑化を促進させ、結果的に経済を活性化するために設けられた制度である。現行制度では、相続時精算課税を選択できるのは財産の贈与者が60歳以上の親とされており、次世代への財産の移転時期を早め、さらに経済の活性化を図るために贈与者の年齢規定を廃止すべきである。(相法21の9)

## **8. 格差の固定化につながるような教育資金贈与、結婚子育て資金贈与の非課税制度は早急に廃止すること。 (継続一部修正)**

### **【理 由】**

平成25年4月から施行された教育資金一括贈与の非課税制度は、その適用件数が大幅に増加し、平成27年4月からは、結婚・子育て資金の一括贈与の非課税制度が施行された。しかし、まず、教育資金一括贈与の非課税制度は、経済力と学力に相関関係があると言われるなか、この制度を利用することにより格差拡大の遠因となりうる。そして、結婚・子育て資金の一括贈与の非課税制度は、若年世代の結婚を促し、少子化対策のためとされているが、本来その目的を達成するためには、一時的な財産の取得よりも、待機児童の解消などの社会的インフラの整備などが効果的であると言える。

従来から生活の中での教育資金であれ、子育て資金であれ「通常必要と認められるもの」については、贈与税の課税対象とはならない。そのため経済力がある者は、これまでも十分、財産の移転ができていた。よって経済活性化のためとはいえ、所得再分配に反し、格差を拡大するような非課税制度は、廃止すべきである。(措法70の2の2)

## 六、消費税関係

1. 複数税率は税制の基本原則である「公平」「中立」「簡素」のいずれにも反するものであり、その導入に反対する。 (継続一部修正)

**【理由】**

軽減税率の恩恵は高所得者も受けることになるので、低所得者対策としては適切ではなく、消費一般に広く公平に負担を求める税という消費税創設の趣旨に反する。

また、軽減税率を適用する品目の選択について、政治的恣意性が介入するとともに、適用品目を巡り経済の中立性が阻害される。

実務面では、課税庁と納税者の双方にとって相当の事務負担増加となる。また軽減税率の適用品目を巡る訴訟の多発が予想される。

2. 帳簿方式を維持し、インボイス方式の導入には反対する。 (継続一部修正)

**【理由】**

インボイス方式については、その発行による事務負担増、免税事業者に対する取引排除等の問題点が指摘されているところである。また、我が国における企業の記帳水準は諸外国に比較して相対的に高く、複式簿記による記帳も定着している。我が国では平成元年に消費税法が施行されて以来、既に30年弱にわたって帳簿方式が定着しており、インボイス方式に抛らずとも正確な消費税計算が行われている実態を踏まえるべきである。

3. 段階的に消費税の免税点を引き下げ、将来的に基準期間による納税義務の判定を廃止すること。 (継続)

**【理由】**

消費税率の引上げに伴い、益税という制度上の歪みがより顕著になることが予想される。消費一般に幅広く負担を求めるという消費税の課税の趣旨や、産業経済に対する中立性の確保の観点から、本来は免税点を設けず、すべての事業者が納税義務者であることが望ましい。

現行の消費税法では、小規模事業者の事務負担に配慮して、納税義務の免除制度が設けられている。しかし、法人については、帳簿等の記帳・計算能力を考慮すれば納税義務を免除する必要性は少ないと考えられる。また、個人事業者についても、平成26年より白色申告を行う事業者への記帳義務が課せられたことから、帳簿により消費税を計算する制度的環境は整ったと考えられる。

しかし、現行法では納税義務が免除されていた事業者を、一律に課税事業者とした場合の小規模事業者の経営への影響を考慮し、早急な免税点制度廃止ではなく段階的に免税点を引き下げ、将来的に基準期間による納税義務の判定を廃止しすべての事業者を課税事業

者とすべきである。(消法9)

**4. 簡易課税制度については、届出制を廃止し、当該課税期間における課税売上高により選択できる制度とすること。** (継続)

**【理由】**

消費税率の引上げに伴い、益税という制度上の歪みがより顕著になることが予想される。簡易課税制度は、中小事業者の事務負担に配慮して、事務の簡素化を図るために設けられているが、現行の基準期間における課税売上高による判定では、当該課税期間における課税売上高が多い事業者まで簡易課税制度を適用できるという不都合も生じている。そこで基準期間における課税売上高により判定する届出制を廃止し、当該課税期間における課税売上高の多寡により選択できる制度とすべきである。(消法37)

**5. 簡易課税制度の将来的な制度廃止を見据えた上で、みなし仕入れ率を引き下げ、益税を排除すること。** (新規)

**【理由】**

簡易課税制度は、小規模零細事業者への事務負担に配慮して設けられた制度である。簡易課税で計算された税額が、本則課税の場合と比べ大きく異なるという状況は、課税の公平を図る見地から、できる限り排除することが望ましい。本来ならば本則課税で計算し申告をするのが原則であるが、小規模零細事業者の事務負担を考慮して、いわば特別に用意された制度であり、小規模零細事業者に計算上の益税を与えることを目的としたものではない。

また、簡易課税制度そのものも、制度が始まって以来約30年経過し、中小零細事業者の事務負担への配慮という目的は既に達成したとも考えられる事から、将来的には簡易課税制度は廃止し、本則課税へ一本化していくことにより、より課税の公平を図ることができると考えられる。

従って、将来的な簡易課税制度廃止を見据えた上で、みなし仕入れ率を引き下げ益税を排除することが必要である。

**6. 消費税法上、選択可能な各種特例制度の規定について、選択後2年間の継続適用を廃止すること。** (継続)

**【理由】**

消費税法における課税事業者の選択、課税期間特例の選択、簡易課税の選択、一括比例配分方式による計算の選択の各規定については、2年間継続して適用することとされている。しかし、消費税は課税期間ごとに計算するものであるから、2年間の継続適用を強いることは不合理であるため、2年間の継続適用を廃止すべきである。(消法9⑥、19⑤、30⑤、37⑤)



**7. 消費税の各種届出書について、国税通則法第10条第2項の適用項目とすること。**

**(継 続)**

**【理 由】**

各税目の申告書及び申請書等については国税通則法第10条第2項の適用を受けて、その提出期限が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日又は政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなされるが、「課税事業者選択届出書」・「課税事業者選択不適用届出書」・「課税期間特例選択届出書」・「課税期間特例選択不適用届出書」・「簡易課税制度選択届出書」・「簡易課税制度選択不適用届出書」については当該規定の適用外となっている。

消費税の各種特例の選択については納税者に与える影響が多いため、納税者保護の観点から、上記、消費税の各種届出書についても国税通則法第10条第2項を適用させることとし、各税目の申告書及び申請書と提出期限を統一させるべきである。(消法9④、⑧、19②、④、37①、⑥、通法10②)

**8. 課税仕入れにかかる「帳簿及び請求書等」の保存規定を、平成9年3月31日以前の「帳簿又は請求書等」に改めること。**

**(継 続)**

**【理 由】**

簡易課税制度適用上限の引下げにより、消費税法の保存規定の適用を受ける納税義務者が激増した。これらの納税義務者に消費税法第30条の要件をすべて充たす帳簿書類の作成保存を課すのは、過大な事務負担を求めることになるため、納税コストが低く、取引慣行に配慮した従前の帳簿方式に戻すべきである。(消法30⑦、⑧、⑨)

**9. 法人における消費税の確定申告書の提出期限について、法人税の確定申告書の提出期限の延長を受けている法人については、消費税も同様に、課税期間終了後3ヶ月以内とすべきである。**

**(継 続)**

**【理 由】**

消費税の確定申告書の提出期限について、法人については課税期間の末日の翌日から2ヶ月以内と定められている。個人事業者についても消費税法上は同様に規定されているが、租税特別措置法によって翌年3月31日と実質3ヶ月以内に延長することが定められている。

申告期限延長法人の場合に決算の確定を待たず申告期限が到来する消費税の申告については、実務的な作業に矛盾を生じさせ無用の事務作業を増加させるのみである。したがって、本法において申告期限の延長を明記すべきである。(消法45)

10. 「消費税の還付申告に関する明細書」の様式を必要最低限の内容に簡略化すること。

(継 続)

【理 由】

平成 23 年度税制改正により、控除不足還付税額のある還付申告書を提出する場合には、消費税の申告に関する明細書を添付しなければならないこととされた。あわせて明細書の様式が改正されたことにより、新たに「課税売上げに関する事項」を記載し、さらに還付申告となった主な理由の如何に関わらず「主な棚卸資産、原材料等の取得」を記載することとなり、納税者に過度な事務負担を強いることとなっている。そこで、以下のように記載事項を変更すべきである。①「課税売上げに関する事項」を記載事項から削除する。②「輸出入取引・棚卸資産、原材料等の取得・固定資産等の取得」については還付申告となった主な理由に応じて必要事項のみを記載することとする。③「主な棚卸資産、原材料の取得」及び「主な固定資産等の取得」については記載量を減らすべきである。(消規 22③)

11. 中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者に該当する事業者については「課税売上割合が95%以上の場合の全額控除」の規定を適用できるよう改正すること。(継 続)

【理 由】

消費税法第30条に規定する仕入税額控除は、本来課税売上げに対応するもののみが仕入税額控除の対象となるというのが原則である。これに対して、事務負担への配慮から例外規定が設けられていたが、平成23年度税制改正により、「課税売上割合が95%以上であっても、当該課税期間における課税売上高が5億円を超える事業者」については、全額控除を適用することができないこととされた。当該課税期間における課税売上高の多寡と、当該事業者の事務処理能力が一致するとは言えないため、従来設けられていた例外規定の趣旨に鑑み、中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者たる法人及び個人に該当する事業者については、全額控除を適用できる規定に改正すべきである。(消法30②)

## 七、地方税関係

### 1. 事業税の外形標準課税制度について、資本金 1 億円以下の中小法人には適用しないこと。 (継 続)

#### 【理 由】

外形標準課税制度は、企業が地方自治体から受ける受益を課税根拠とする応益課税が実現できるものとして、税負担の公平性の確保を目的に導入された。景気に左右されない外形標準課税の導入は現在の厳しい地方財政の安定にとっては有益であるかもしれない。しかし、安定的に税収を確保することを主目的として外形標準課税の導入をしてはならない。地方自治体からの受益に対する個別的対応関係は、具体的に明確でないし、担税力の弱い欠損法人についても課税されることになり、むしろ税負担の公平性が損なわれる場合もあり得る。賃金課税的要素もあり、雇用安定を阻害する可能性もある。

外形標準課税制度は、当面資本金が 1 億円を超える法人だけを対象として導入されたが、今後、資本金 1 億円以下の中小企業に対しても外形標準課税制度の適用を広げることは、中小企業の置かれている厳しい経済状況から考えても時期尚早であり、すべきではない。  
(地法 72 の 2①イ、ロ)

### 2. 個人事業税の事業主控除額を法人役員の給与との平衡を考慮した水準とすること。 (継続一部修正)

#### 【理 由】

個人事業税の課税標準は所得から一定の事業主控除を控除した金額であり、法人事業税の課税標準は代表者の報酬を損金算入した後の金額である。法人役員の平均給与額は国税庁「民間給与実態統計調査(平成 26 年分)」によれば、1 人あたり平均 607 万円であり、個人事業税の事業主控除額 290 万円との乖離が著しい。

この乖離を解消するため、個人事業税の事業主控除額を法人役員の平均給与額と平衡のとれた水準に引き上げるべきである。(地法 72 の 49 の 14)

### 3. 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外措置を廃止すること。(継 続)

#### 【理 由】

この特例措置の趣旨である国民皆保険制度は充実し、概ね達成されたと考えられる。

社会保険診療がもつ高度の公益性格は認めるところであるが、これらの問題は、本来社会保険政策の枠内で対処すべきものであり、税制において対処すべき性格のものではない。医療・保険制度の普及を目的とした医師優遇税制の政策意義が薄れている今日、社会保険診療報酬等の課税除外措置は、税負担の公平の見地及び応能負担の原則からこれを廃止すべきである。(地法 72 の 23、72 の 49 の 8)

#### 4. 事業を廃止した場合の事業税の申告期限を所得税の申告期限と同一とすること。

(継 続)

##### 【理 由】

個人事業者が事業を廃止した場合の事業税の申告期限は、当該事業廃止の日から一月以内とされているが、債権・債務を一月以内に確定するのは実務上困難である。通常時の事業税の申告は所得税の申告を基礎として行われており、事業を廃止した場合のみ申告期限を早める必要性が認められない。よって、事業を廃止した場合の事業税の申告期限を所得税の申告期限と同一とすべきである。(地法 72 の 55)

#### 5. 事業所税を廃止すること。

(継続一部修正)

##### 【理 由】

事業所税は、大都市における行政サービスと企業の受益関係を課税根拠とし、その用途を都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に限定された目的税として昭和 50 年に創設された。課税団体は、人口 30 万人以上のもののうち一定のものに該当するものとされているため、適用対象地域で事業を行う事業者とその隣接地域で事業を行う事業者との間に不公平が生じている。また、市町村合併により適用対象となった場合、上記の課税根拠や用途に合致しない地域の事業者まで適用対象となる不合理も生じている。さらに、事業所税は事業所床面積及び従業員給与総額を課税標準としているため、固定資産税及び法人事業税(外形標準課税)と重複した負担となっている。

したがって、事業所税はその役割をすでに終えており、不公平・不合理な課税となっているため、廃止すべきである。(地法 701 の 30)

#### 6. 地方税においても純損失の繰戻し還付制度を創設すること。

(継 続)

##### 【理 由】

欠損金の繰戻し還付制度は、将来の事業回復が見込めないときの救済措置として事業を安定させることを目的に定められたものである。所得税法及び法人税法においては純損失の繰戻しによる還付請求が規定されているが、個人住民税の制度においては3年間繰越控除のみの規定となっている。昨今の景気低迷により企業の受ける影響は特に深刻であり、中小企業及び事業主に対して救済機能を十分果たすよう、地方税においてもこの制度を認めるべきである。

#### 7. 「調整控除」を廃止し、個人住民税における所得控除の控除額を所得税と同一とすること。

(継 続)

##### 【理 由】

平成 19 年に国から地方への税源移譲が行われた際、所得税の所得控除額と住民税の所得控除額の差異から生ずる税負担増を「調整控除」により解決を図ろうとしたが、この「調

「調整控除」は、人的控除のみを考慮しているため生命保険料控除、地震保険料控除の控除額を差異による税負担増が生じている。また、「調整控除」により、高額所得者の税負担は軽減されている。

基礎控除の意味を、最低の生活保障に求めるならば、所得税と住民税における控除額が異なる理由はない。そして、課税客体が同一であるので、課税所得金額の計算までは単一にし、簡素な制度にするべきである。(地法 34、314 の 2、314 の 6)

## **8. 固定資産税について次の改正をすること。** (継続一部修正)

### **(1) 少額減価償却資産 (30万円未満) については、固定資産税の対象から除外すること。**

(継続一部修正)

#### **【理 由】**

固定資産税の賦課期日は1月1日、申告期限は1月末日であるが、法人が20万円未満の減価償却資産を取得した際、一括償却資産とするか少額減価償却資産とするかの選択は確定決算によるため、固定資産税の申告期限において確定していない場合がある。また、少額減価償却資産は即時に償却されオフバランスとなることから、事業者には複雑な管理を強いることになる。不確定要素を除去し申告業務を簡素化するためにも、少額減価償却資産は固定資産税の対象から除外すべきである。(地法 341、同 349 の 2)

### **(2) 償却資産の課税標準額を1円まで償却できるようにすること。** (継続一部修正)

#### **【理 由】**

平成19年度の税制改正において減価償却制度が改正され、残存簿価1円まで償却できるようになったが、償却資産においては未だ取得価額の5%が最低評価限度額とされたままである。耐用年数を経過した資産はほぼ無価値であり、1円まで償却できるようにすべきである。(固定資産評価基準)

### **(3) 償却資産の申告期限を1ヵ月程度延長すること。** (新規)

#### **【理 由】**

1月は、年末調整計算、法定調書合計表、給与支払報告書などの提出事務が集中する。(1月末日は、法定調書並びに給与支払報告書の提出期限である。)

同時期に、償却資産の取得・廃棄を取りまとめて申告書を作成させるというのは事業者等にとって過度な事務負担であるので、申告期限を1ヵ月程度延長し負担の軽減を図るべきである。(地法 383)

**(4) 固定資産税の免税点を引き上げること。** (新 規)

**【理 由】**

固定資産税の免税点は、同一市町村ごとに土地 30 万円、家屋 20 万円、償却資産 150 万円と定めている。

現在の免税点の金額は、平成 3 年以降金額が据え置きにされており、物価変動に配慮する必要がある。(地法 351)

**9. 法人と個人の道府県民税均等割の不均衡を是正すること。** (継 続)

**【理 由】**

法人は、同一県内の異なる市町村に本店、事務所を有していても同一県に対して一の道府県民税の均等割が課税されるのみである。

一方、個人が同一県内の異なる市町村(政令指定都市にあっては区)に住所、事務所等を有する場合、その市町村ごとに重複して道府県民税の均等割が課税されている。

したがって、法人と個人の道府県民税の均等割の不均衡を是正すべく法律を整備すべきである。(地法 24)

**10. 特別徴収により納入すべき市町村民税に係る納入手数料は地方自治体が負担すること。**

(継 続)

**【理 由】**

給与所得者に係る個人の市町村民税の徴収は、原則として特別徴収の方法による。

給与所得に係る特別徴収義務者は市町村の条例によって指定され、特別徴収税額の納入義務が課せられる。納入金は、市町村が指定して特別徴収義務者に通知した金融機関に払い込むものとされているが、通知された金融機関以外で払い込みをする場合には、振込手数料を特別徴収義務者が負担せざるを得ない。

国税を納付する場合との均衡を考慮し、納入に係る手数料は地方自治体が負担すべきである。(地法 319、地法 321 の 3、地法 321 の 4、地法 321 の 5)

**11. 住民税においても、所得税と同様の申告不要制度を導入すること。** (新 規)

**【理 由】**

所得税法では、年末調整で課税関係の精算が完結している給与所得者は、給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が 20 万円を超えない少額所得については申告を不要としている。また、平成 23 年より、公的年金の収入が 400 万円以下、および、それ以外の収入が 20 万円以下である場合は、その年分の確定申告は不要としている。

一方、個人住民税ではこのような規定は存在せず、申告を要することとなる。

このような取り扱いの相違は、納税者が無用な混乱を招く原因となり、地方税申告を失念するなどの事態が想定されることから、所得税法と同様の規定を創設すべきである。